



2023年5月26日

各 位

会社名 山一電機株式会社
代表者名 代表取締役社長 亀谷 淳一
(コード番号 6941 東証プライム)
問合せ先 総務人事グループ長 山下 徹
(電話 03-3734-0115)

譲渡制限付株式報酬制度の譲渡制限期間の変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の譲渡制限期間の変更を決議し、本制度に関する議案を2023年6月28日開催予定の第68期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

1. 本制度の変更の理由

当社は、2022年6月28日開催の第67期定時株主総会において、第8号議案「取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」としてご承認いただき、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、本制度を導入しております。

今般、各対象取締役が退任時まで譲渡制限付株式を保有することにより当社の企業価値の持続的な向上に向けた貢献意欲をより一層高め、株主の皆様との価値共有を可能な限り長期にわたり実現させることを目的として、本制度の内容を以下のとおり一部変更することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

なお、上記の変更につきましては、今後付与される譲渡制限付株式に適用されるものであり、既に付与済みの譲渡制限付株式に関して譲渡制限期間を変更するものではありません。

2. 本制度変更の概要

本制度により対象取締役に付与する譲渡制限付株式に係る譲渡制限期間について、「割当契約により割当てを受けた日より3年間から5年間の間で当社の取締役会が予め定める期間」と設定しておりましたが、「割当契約により割当てを受けた日より当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した直後の時点までの間」に変更することといたします。対象取締役の譲渡制限期間を変更するものであることから、本株主総会において株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。また、かかる譲渡制限期間の変更に伴って、譲渡制限の解除及び対象取締役の退任時の取扱いについても、必要な修正を加えることとなります。

以 上